

議 第 8 6 号

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を
定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に
必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例（平成 26 年条例第 57 号）の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 4 項中「第 1 項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲
げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員 1 人を加えるも
のとする」を「次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被
保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる」に改
め、同項に次の表を加える。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 6，000 人以上 7，000 人未満	第 1 項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲 げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員 1 人を加える。
おおむね 7，000 人以上 8，000 人未満	第 1 項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲 げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員 2 人を加える。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成26年12月22日条例第57号）

改正後		改正前								
(人員配置基準) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上8,000人未満の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(人員配置基準) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上8,000人未満の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員1人を加えるものとする。								
<table><tr><th colspan="2">人員配置基準</th></tr><tr><td>担当する区域における第1号被保険者の数</td><td></td></tr><tr><td>おおむね6,000人以上7,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員1人を加える。</td></tr><tr><td>おおむね7,000人以上8,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員2人を加える。</td></tr></table>			人員配置基準		担当する区域における第1号被保険者の数		おおむね6,000人以上7,000人未満	第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員1人を加える。	おおむね7,000人以上8,000人未満	第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員2人を加える。
人員配置基準										
担当する区域における第1号被保険者の数										
おおむね6,000人以上7,000人未満	第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員1人を加える。									
おおむね7,000人以上8,000人未満	第1項各号に掲げる職種及び員数に同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員2人を加える。									